

安平町役場庁舎エアコン設備リース業務に係る
プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

安平町 総務課総務グループ

1 業務名

安平町役場庁舎エアコン設備リース業務

2 実施目的

この業務は、安平町役場の施設環境向上に向け空調設備を整備することにより、来客者の過ごしやすい環境及び勤務する職員の働きやすい環境を整備することを目的とする。

3 実施内容等

- (1) 業務内容 安平町役場庁舎エアコン設備リース業務仕様書のとおり。
- (2) 工事期間 契約日から令和9年6月30日まで
賃貸借期間 令和9年8月1日から令和19年7月31日まで（120月）
- (3) 契約予定日 令和8年10月下旬
- (4) 事業方式 本事業については、リース方式とする。
- (5) 予算限度額（予定） 総額136,240千円（税込）
（年額13,624千円（税込））
（消費税及び地方消費税を含む。）

※予算に係る留意点

本プロポーザルは、契約候補者を選定するために行うものであり、安平町議会において令和9年度予算が議決されなかった場合には、事業を実施しないことがある。

安平町役場庁舎エアコン設備リース業務の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない、

4 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、安平町役場庁舎エアコン設備リース業務受託候補者選定委員会が行う。

5 受託候補者の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安平町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成18年告示第15号）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき公正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (5) 国税及び道税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。

- (6) 北海道内に本店、支店、営業所等のサポート拠点を有するものであること。
- (7) 過去10年の間に国又は地方公共団体を相手方として本業務と種類及び規模をほぼ同じくする内容の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 実施要領等の告示 | 令和8年9月7日 |
| (2) 質問書提出期間 | 令和8年9月9日から9月25日まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年9月25日までに随時回答 |
| (4) 参加意向申出書提出期限 | 令和8年9月30日 |
| (5) 資格確認結果通知 | 令和8年10月6日 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年10月9日 |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年10月14日 |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年10月20日 |
| (9) 臨時町議会での契約議案議決 | 令和8年10月28日 |
| (10) 業務着手 | 令和8年11月1日から |
| (11) 試験運転 | 令和9年7月中旬(予定) |
| (12) 使用開始 | 令和9年8月1日(予定) |

7 参加意向申出書及び会社概要書の作成及び提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加意向申出書(様式1)及び必要書類を提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和8年9月30日(水)
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。
- (3) 提出場所 安平町役場総務課
- (4) 提出書類 ア 会社概要(経歴書含む)
 イ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)
 ウ 納税証明書(本申出書提出直前1ヶ月前に発行されたもの)
- (5) 提出部数 各1部

8 質問及び回答方法等

(1) 質問の内容

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、次により任意様式で作成した質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は、回答が整いしだい速やかに行うものとする。

- (2) 受付期間 令和8年9月9日(水) 午前8時30分から
 令和8年9月25日(金) 午後5時15分まで
- (3) 提出方法 任意様式に必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールで提出すること。※電話及び口頭での質問には応じない。

- (4) 回答方法 郵送又は電子メールで回答する。また、公平性を確保する観点から、安平町ホームページへ掲載する。

9 企画提案書等の提出

提出意思確認書を提出し、要件を満たすものとして本プロポーザルへの参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

・提案書（様式2）

提案書には、「安平町役場庁舎エアコン設備リース業務仕様書」で定める具体的提案内容を記載した資料を添付すること。（資料書式は任意様式とする）

- ・見積書（任意様式）
- ・主な業務実績、経歴
- ・操作マニュアル、パンフレット等
- ・その他有益可能性のある自由意見の資料など

〔留意点〕 ○用紙はA4版（左横書き）を基本に作成すること。

○使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。

○提出部数は8部とすること。

(2) 提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時15分

(3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）によること。

10 審査、評価及び選定

(1) プレゼンテーション実施予定日 令和8年10月14日

(2) プレゼンテーションの実施について

- ① 企画提案書及び具体的提案企画内容を記載した資料に基づくプレゼンテーションにより、審査項目ごとの評価点数の合計点数により行う。
- ② プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクターは、各事業者が準備するものとする。（スクリーンは当町が用意する。）
- ③ プレゼンテーションの時間は、1事業者1時間（質疑応答時間10分程度を含む。）とする。
- ④ 審査の結果、評価点数がもっとも高い者を受託候補者として選定する。
- ⑤ 選定結果は、プレゼンテーション参加者全てに通知する。
- ⑥ 選定に関する異議等は受け付けない。
- ⑦ 詳細な日程、実施方法については、後日参加者へ通知する。

1 1 審査及び評価の項目

審査及び評価の項目は、おおむね次のとおりとする。

審査及び評価項目		配点	
業務の実績	・ 本事業と同種・類似業務の受注実績があり、十分な実施能力があるか。	10点	15点
	・ 事業者の財務状況等は適正であるか。	5 点	
技術・事業遂行評価	・ 事業の理解度は十分か。	5 点	30点
	・ 必要な機能を満たすための適切な設計方針が示されているか。	5 点	
	・ ランニングコストの低減に関する考え方があるか。	5 点	
	・ リース、設計、施工、保守管理等の実施体制が適切であるか。	5 点	
	・ 工期を厳守し、品質・安全を確保するための適切な施工計画が示されているか。	5 点	
	・ 早期完了のための具体的なスケジュールを提案しているか。	5 点	
保守評価	・ 緊急時や故障時の対応は十分か。	5 点	20点
	・ 保守点検や性能劣化への対応が十分か。	5 点	
	・ 長期的な維持管理を考慮したものになっているか。	5 点	
	・ 空調設備の長寿命化等、導入後の維持管理経費を抑えるための工夫がされているか。	5 点	
その他	・ 他の項目で評価の視点に記載されていない点に関して優れた提案があるか。	5 点	15点
	・ 事業に対する意欲や熱意が感じられるか。	5 点	
	・ 質問に対する回答の適格性や、現実性があるか。	5 点	
費用	・ 適正な見積金額であるか。	20点	

1 2 その他

(1) 経費負担

本プロポーザルに係る提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、各事業者の負担とする。

(2) 契約

審査の結果、予定者として選定した者と、委託内容、委託金額、契約条件等について協議した上で、予算の範囲内で契約を締結する。

(3) 秘密の保持

提案書については、本要領に基づく受注者の選定以外の目的に使用することはないが、審査の公平性をきするため公開する場合がある。

1 3 事務担当課

安平町総務課（担当：課長補佐 野田）

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

電話番号：0145-22-2511

FAX：0145-22-2026

メール：soumu@town.abira.lg.jp